

議 第 二 号

政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び栃木県議会会議規則第十五条の規定により提出します。

平成十九年六月八日

提出者 栃木県議会議員 青木 務

同 花塚 隆 志

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
佐藤 栄	山口 恒 夫	若林 和 雄	一木 弘 司	五十嵐 清	小林 幹 夫	中川 幹 雄	野村 壽 彦	増渕 賢 一	

栃木県議会議長 石坂 真 一 様

栃木県条例第 号

政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成七年栃木県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。